

病床整備計画について

No.1

施設名	小牧市民病院
開設者	小牧市
所在地	小牧市常普請一丁目20番地
診療科	内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・神経内科・外科・脳神経外科・心臓血管外科・呼吸器外科・小児科・産婦人科・整形外科・形成外科・皮膚科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・眼科・放射線科・精神科・麻酔科・リハビリテーション科・歯科口腔外科・肛門科・アレルギー科・リウマチ科
整備内容	一般病床 14床増床（許可病床数：増床前 一般 544床 ⇒ 増床後 一般 558床）

No.2

施設名	医療法人 三仁会 あさひ病院
開設者	医療法人 三仁会
所在地	春日井市下原町字村東2090
診療科	整形外科・リハビリテーション科・内科・麻酔科・呼吸器内科・形成外科・循環器内科・神経内科・消化器内科・ペインクリニック内科・リウマチ科・放射線科
整備内容	一般病床 3床増床（許可病床数：増床前 一般 37床 ⇒ 増床後 一般 40床） 療養病床 3床増床 療養 37床 ⇒ 増床後 療養 40床 計 6床増床 74床 ⇒ 80床

No.3

施設名	森永産婦人科
開設者	医療法人 森永産婦人科
所在地	春日井市八事町3丁目46番地
診療科	産婦人科
整備内容	一般病床 4床増床（許可病床数：増床前 一般 15床 ⇒ 増床後 一般 19床）

No.4

施設名	愛岐中央眼科
開設者	宮木健一
所在地	江南市大間町南大間5
診療科	眼科
整備内容	一般病床 18床増床（許可病床数：増床前 一般 0床 ⇒ 増床後 一般 18床）

No.5

施設名	医療法人 ハートクリニックさわだ
開設者	医療法人 ハートクリニックさわだ
所在地	犬山市梅坪二丁目122
診療科	内科・循環器科
整備内容	一般病床 7床増床 (許可病床数: 増床前 一般 12床 ⇒ 増床後 一般 19床)

No.6

施設名	さくら総合病院
開設者	医療法人 医仁会
所在地	丹羽郡大口町新宮一丁目129番地
診療科	内科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・小児科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・歯科・歯科口腔外科・呼吸器科・胃腸科・循環器科・肛門科・麻酔科
整備内容	一般病床 33床増床 (許可病床数: 増床前 一般 199床 ⇒ 増床後 一般 232床) 療養病床 6床増床 療養 152床 ⇒ 増床後 療養 158床) 計 39床増床 351床 ⇒ 390床

No.7

施設名	岩倉病院
開設者	医療法人 知邑舎
所在地	岩倉市川井町北海戸1番地
診療科	外科・内科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科・胃腸科・循環器科・肛門科
整備内容	一般病床 7床増床 (許可病床数: 増床前 一般 113床 ⇒ 増床後 一般 120床) 療養病床 21床増床 療養 0床 ⇒ 増床後 療養 21床) 計 28床増床 113床 ⇒ 141床

No.8

施設名	医療法人 永仁会 さとう病院
開設者	医療法人 永仁会
所在地	犬山市大字羽黒字下大日8番地の3
診療科	外科・内科・リハビリテーション科・皮膚科
整備内容	療養病床 3床増床 (許可病床数: 増床前 療養 96床 ⇒ 増床後 療養 99床)

No1～No8合計	
一般病床	86床
療養病床	33床
計	119床

平成23年3月31日現在の既存病床数等

基準病床数及び既存病床数				
病床種別	区域	基準病床数 (H23.3.29公示) A	既存病床数 (H23.3.31現在) B	差引数 C=A-B
一般病床及 び療養病床	名古屋医療圏	15,388	20,340 (20,359)	△ 4,952 (△ 4,971)
	海部医療圏	1,964	1,964	0
	尾張中部医療圏	862	720 (739)	142 (123)
	尾張東部医療圏	3,558	4,678	△ 1,120
	尾張西部医療圏	3,586	3,129	457
	尾張北部医療圏	4,854	4,419	435
	知多半島医療圏	3,473	3,171 (3,177)	302 (296)
	西三河北部医療圏	2,900	2,358 (2,389)	542 (511)
	西三河南部東医療圏	2,860	2,176	684
	西三河南部西医療圏	4,676	4,256	420
	東三河北部医療圏	630	555	75
	東三河南部医療圏	6,444	6,175 (6,244)	269 (200)
	計		51,195	53,941 (54,085)
精神病床	全 県 域	12,544	13,146	△ 602
結核病床	全 県 域	218	275	△ 57
感染症病床	全 県 域	74	64	10

備考 各欄に()で掲げた数は、承認済の病床整備計画を反映した場合の病床数である。

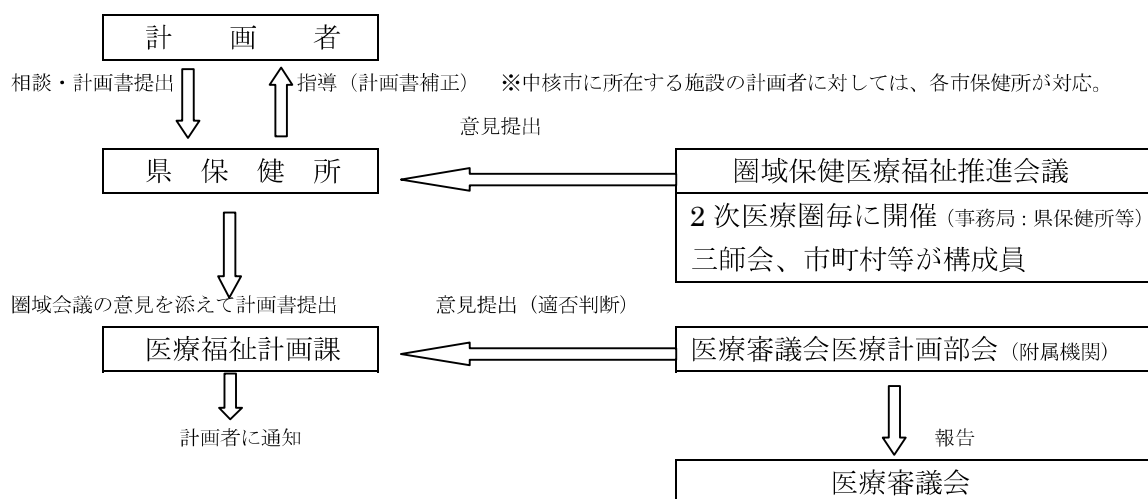
病床整備計画の手続について

○病院の開設、病院の病床の増加、あるいは診療所の病床の設置といった行為（以下「病院開設等」という。）を行う場合は、医療法に基づき、知事の許可を受ける必要があります。

○本県では、医療法による許可の前に、病院開設等を計画している者から事前に計画書を提出してもらい、その計画内容を審議し適当と認めた場合に限り、医療法上の許可を行うという**事前協議制**を採用しております。

○事前協議の手続は、「**愛知県病院開設等許可事務取扱要領**」により規定されております。

○事前協議の流れは以下のとおりです。



○病床整備計画の対象となる病床は以下のとおりです。

・一般病床

以下の病床以外のもの

・療養病床

以下の病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの

・精神病床

精神疾患を有する者を入院させるためのもの

・感染症病床

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるためのもの

・結核病床

結核の患者を入院させるためのもの